

はじめに

人口減少時代を迎え、対応すべき課題が多様化・複雑化している状況の中で、未来に向けてまちづくりをしていくためには、自治の主体である市民の皆さんが持つ知識や経験などを、市の施策に反映させ、共に力を合わせてまちづくりを進めていくことが必要です。

本市では、市民の皆さんが市政に参画するために必要な基本ルールについて、白紙の段階から市民の皆さんとともに検討を重ね、平成19年4月に周南市市民参画条例を施行しました。

この条例に基づき、パブリック・コメント、ワークショップ、審議会等の市民参画の方法を活用して、市民の皆さんから御意見等をいただきながら、様々な施策を進めています。

本年次報告書は、周南市市民参画条例第16条の規定により、市の124の課所室等に対して、平成27年度に実施した各事業の市民参画の実施状況の調査を基に作成したものです。

また、本市における市民参画の実施状況について、周南市市民参画推進審議会において審議及び評価していただき、その評価結果と併せて広く市民の皆さんに公表いたします。

このように市民参画の手続きの透明性を高めることで、まちづくりに対する市民の皆さんの関心を一層高め、より良い、より豊かな周南市のあるべき姿を市民の皆さんと市が共に考え、共に行動する地域社会を実現していきたいと考えております。

平成28年10月

周南市長 木村健一郎

目次

1 周南市市民参画条例について	
(1)市民参画条例とは何か？	1
(2)市民参画条例における市民参画とは？	1
(3)市民参画条例の特徴	1
(4)市民参画条例の主な内容	2
(5)市民参画条例の制定までの歩み	2
(6)市民参画の対象となる施策	3
(7)市民参画の対象としないことができる施策	4
(8)周南市市民参画推進審議会	4
2 周南市市民参画実施状況の概要	
(1)市民参画に取り組んだ課所室等の推移	5
(2)施策数及び実施件数の推移	5
(3)市民参画条例条項別施策数の推移	6
(4)市民参画の手法内訳別の推移	7
(5)市の機関が適当と認める手法別の推移	8
3 市民参画の手法の解説	
(1)パブリック・コメントの手法	9
(2)市民説明会・ワークショップの手法	10
(3)審議会等の手法	10
(4)市の機関が適当と認める方法	11
4 市民参画手法別実施状況の概要	
(1)パブリック・コメント実施状況の推移	12
(2)市民説明会実施状況の推移	12

(3)ワークショップ実施状況の推移	13
(4)審議会等実施状況の推移	13
(5)市の機関が適当と認める手法別の推移	14
5 パブリック・コメント実施状況	15
6 市民説明会実施状況	18
7 ワークショップ実施状況	21
8 審議会等実施状況	23
9 アンケート実施状況	33
10 シンポジウム実施状況	35
11 意見・作文・アイデア等の募集実施状況	36
12 その他の方法実施状況	37
13 人材育成に関する取り組み	40
14 参考資料	41
(1)しゅうなん出前トークに関する取り組み	41
(2)周南市市民参画条例	42
(3)周南市市民参画条例施行規則	50